

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	204,130	76,320	306,716	319,924	342,394
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,613	7,378	7,064	6,728	6,355
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		211,743	83,698	313,780	326,652	348,749
標準財政規模		8,403,139	8,449,326	8,470,284	8,768,098	8,902,589
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.51%)	(0.99%)	(3.70%)	(3.72%)	(3.91%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	老人保健特別会計	▲ 102,632	▲ 9,001	▲ 918	0	-
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	▲ 3,355	14,917	▲ 8,558	▲ 10,548	▲ 12,031
	後期高齢者医療特別会計	-	9,728	10,111	10,793	12,829
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
	介護保険事業特別会計(サービス勘定)	81	0	-	-	-
筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	0	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	下水道事業会計	232,106	384,530	450,164	480,928	560,324
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		337,943	483,872	764,579	807,825	909,871
標準財政規模		8,403,139	8,449,326	8,470,284	8,768,098	8,902,589
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.02%)	(5.72%)	(9.02%)	(9.21%)	(10.22%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	416,426	297,926	376,405	382,387	374,178
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		416,426	297,926	376,405	382,387	374,178
標準財政規模		6,791,996	6,719,888	6,762,660	6,871,543	6,896,910
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.13%)	(4.43%)	(5.56%)	(5.56%)	(5.42%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 246,760	▲ 96,715	▲ 113,772	▲ 86,715	▲ 91,827
	宇美町老人保健特別会計	▲ 6,029	17,954	6,095	0	-
	宇美町後期高齢者医療特別会計	-	8,689	2,127	4,472	5,622

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	44,223	24,404	37,274	30,410	14,256

合計(2)		737,297	817,886	948,059	981,090	870,571
標準財政規模		6,791,996	6,719,888	6,762,660	6,871,543	6,896,910
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.85%)	(12.17%)	(14.01%)	(14.27%)	(12.62%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	156,504	147,682	196,658	252,427	480,356
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		156,504	147,682	196,658	252,427	480,356
標準財政規模		6,104,261	6,207,848	6,263,202	6,411,417	6,368,057
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(2.56%)	(2.37%)	(3.13%)	(3.93%)	(7.54%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 80,640	▲ 85,295	▲ 36,604	▲ 68,296	▲ 47,652
	老人保健特別会計	0	0	0	976	—
	後期高齢者医療特別会計	—	4,721	4,865	13,821	5,631
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	703,747	712,214	710,016	740,231	727,024
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	26,488	49,398	31,686	5,758	8,885
合計(2)		806,099	828,720	906,621	944,917	1,174,244
標準財政規模		6,104,261	6,207,848	6,263,202	6,411,417	6,368,057
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(13.20%)	(13.34%)	(14.47%)	(14.73%)	(18.43%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	499,891	421,287	549,062	680,415	741,672
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,015	12,669	12,404	12,553	15,095
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		511,906	433,956	561,466	692,968	756,767
標準財政規模		7,158,694	7,192,723	7,304,657	7,501,407	7,734,435
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.15%)	(6.03%)	(7.68%)	(9.23%)	(9.78%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	▲ 241,678	▲ 80,350	▲ 183,660	▲ 172,129	▲ 36,385
	後期高齢者医療特別会計	—	18,096	16,745	16,687	17,663
	老人保健特別会計	▲ 26,586	11,053	5,435	0	—
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	水道事業会計	2,388,332	2,432,719	2,372,237	2,378,952	2,409,219
	流域関連公共下水道事業会計	—	—	—	—	60,773
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	53,002	40,005	41,043	59,844	—
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		2,684,976	2,855,479	2,813,266	2,976,322	3,208,037
標準財政規模		7,158,694	7,192,723	7,304,657	7,501,407	7,734,435
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(37.50%)	(39.69%)	(38.51%)	(39.67%)	(41.47%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	112,759	98,184	160,025	169,838	207,335
	奨学資金特別会計	3,568	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		116,327	98,184	160,025	169,838	207,335
標準財政規模		4,905,054	4,901,646	4,941,941	5,085,486	5,184,867
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.37%)	(2.00%)	(3.23%)	(3.33%)	(3.99%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	2,330	6,849	7,614	5,516	3,292
	老人保健特別会計	2,966	1,563	3,247	0	-
	後期高齢者医療特別会計	-	6,570	7,734	9,003	9,162
合計(2)		506,980	407,845	403,156	423,431	492,539
標準財政規模		4,905,054	4,901,646	4,941,941	5,085,486	5,184,867
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.33%)	(8.32%)	(8.15%)	(8.32%)	(9.49%)
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	378,167	288,746	212,625	232,764	263,258
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	3,600	3,303	9,594	4,505	6,401
	農業集落排水事業特別会計	3,590	2,630	2,317	1,805	3,091
	宅地造成事業以外					
合計(2)		506,980	407,845	403,156	423,431	492,539
標準財政規模		4,905,054	4,901,646	4,941,941	5,085,486	5,184,867
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.33%)	(8.32%)	(8.15%)	(8.32%)	(9.49%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	251,076	230,384	268,109	361,593	319,841
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	94	24	150	30	62
	相島診療所事業特別会計	2,287	1,678	2,075	1,733	1,614
合計(1)		253,457	232,086	270,334	363,356	321,517
標準財政規模		4,825,163	4,847,427	4,920,057	5,147,949	5,307,783
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.25%)	(4.78%)	(5.49%)	(7.05%)	(6.05%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	57,758	45,713	103,360	138,778	230,391
	後期高齢者医療特別会計	—	4,963	7,004	3,135	2,191
	老人保健特別会計	323	1,165	228	1,052	—
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	592,732	673,282	306,227	320,809	394,337
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道事業特別会計	1,023	1,869	1,163	882	1,603
	渡船事業特別会計	1,559	1,231	9,894	11,380	6,152
	公共下水道事業特別会計	2,504	2,445	1,518	1,762	18,366
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	1,092	1,107	436	193	850
宅地造成事業						
合計(2)		910,448	963,861	700,164	841,347	975,407
標準財政規模		4,825,163	4,847,427	4,920,057	5,147,949	5,307,783
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(18.86%)	(19.88%)	(14.23%)	(16.34%)	(18.37%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	163,546	121,990	278,186	201,766	154,977
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		163,546	121,990	278,186	201,766	154,977
標準財政規模		2,511,659	2,551,883	2,601,207	2,678,732	2,690,192
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.51%)	(4.78%)	(10.69%)	(7.53%)	(5.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	9,626	193	11,525	76,180	57,878
	後期高齢者医療特別会計	-	3,738	3,520	4,024	4,060
	老人保健特別会計	1,332	10,782	8,187	0	-
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	273,366	260,614	285,042	281,647	285,826
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	26,397	24,454	12,163	9,270	23,951
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		474,267	421,771	598,623	572,887	526,692
標準財政規模		2,511,659	2,551,883	2,601,207	2,678,732	2,690,192
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.88%)	(16.52%)	(23.01%)	(21.38%)	(19.57%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	554,082	469,861	624,889	531,962	606,249
	住宅新築資金等貸付事業	2,738	2,958	2,108	2,330	3,197
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		556,820	472,819	626,997	534,292	609,446
標準財政規模		7,678,836	7,699,466	7,731,787	7,987,444	7,983,165
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.25%)	(6.14%)	(8.10%)	(6.68%)	(7.63%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 311,615	▲ 144,928	▲ 32,448	▲ 162,401	▲ 205,564
	老人保健医療事業	54,037	17,676	2,217	0	-
	後期高齢者医療事業	-	18,317	15,136	13,404	3,461
	介護保険事業(保険事業勘定)	85,984	62,501	39,133	17,016	10,398
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	415	2,092	3,694	279	478

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	1,137,518	1,095,827	972,262	1,025,156	1,090,137
		流域関連公共下水道事業	-	-	-	164,969	268,938
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	流域関連公共下水道事業	75,790	53,737	265,520	-	-
	宅地造成事業						

合計(2)		1,598,949	1,578,041	1,892,511	1,592,715	1,777,294
標準財政規模		7,678,836	7,699,466	7,731,787	7,987,444	7,983,165
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(20.82%)	(20.49%)	(24.47%)	(19.94%)	(22.26%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
一 般 会 計 等	一般会計	177,814	239,885	171,571	251,216	212,446	
	給食センター特別会計	3,560	6,125	8,435	6,879	3,148	
	競艇施設特別会計	183,852	383,864	43,843	-	-	
	一般会計等に属する特別会計						
合 計 (1)		365,226	629,874	223,849	258,095	215,594	
標準財政規模		3,390,272	3,452,531	3,517,252	3,674,156	3,594,913	
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(10.77%)	(18.24%)	(6.36%)	(7.02%)	(5.99%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	75,904	76,391	118,160	110,851	27,758	
	後期高齢者医療特別会計	-	1,422	5,170	5,551	6,996	
	老人保健特別会計	29,933	10,174	2,686	1,215	-	
	訪問看護特別会計	11,626	8,584	5,002	5,404	6,359	
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
法 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	下水道事業会計	335,564	269,227	188,765	249,034	340,664
		病院事業会計	2,957,101	3,001,146	3,012,414	3,043,688	3,125,236
		モーターボート競走事業会計	-	-	-	654,938	1,615,621
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	国民宿舎特別会計	9,767	10,505	10,293	656	12,382
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業						
合 計 (2)		3,785,121	4,007,323	3,566,339	4,329,432	5,350,610	
標準財政規模		3,390,272	3,452,531	3,517,252	3,674,156	3,594,913	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(111.64%)	(116.06%)	(101.39%)	(117.83%)	(148.83%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	160,840	214,771	295,535	259,389	411,865
	地域下水道事業特別会計	11,922	18,402	22,181	11,978	12,030
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		172,762	233,173	317,716	271,367	423,895
標準財政規模		5,369,898	5,429,343	5,541,283	5,670,345	5,624,186
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(3.21%)	(4.29%)	(5.73%)	(4.78%)	(7.53%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	2,652	30,157	78,278	38,389	76,328
	後期高齢者医療特別会計	—	4,773	6,824	2,070	2,611
	老人保健事業特別会計	3,162	10,632	5,820	0	—

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	243,802	117,217	48,237	149,967	244,014
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	10,017	23,862	33,510	27,585	24,040
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		432,395	419,814	490,385	489,378	770,888
標準財政規模		5,369,898	5,429,343	5,541,283	5,670,345	5,624,186
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(8.05%)	(7.73%)	(8.84%)	(8.63%)	(13.70%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	313,100	273,696	302,924	366,958	402,883
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 374	572	626	1,068	1,497
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		312,726	274,268	303,550	368,026	404,380
標準財政規模		5,690,288	5,710,926	5,864,519	6,050,502	6,073,500
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.49%)	(4.80%)	(5.17%)	(6.08%)	(6.65%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	81,257	118,734	228,986	142,786	29,199
	老人保健事業特別会計	81,074	13,298	852	0	—
	後期高齢者医療特別会計	—	14,868	4,966	6,346	7,649

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	713,322	668,478	657,756	620,603	584,818
	下水道事業会計	261,988	275,765	284,201	317,755	324,483
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

合計(2)		1,450,367	1,365,411	1,480,311	1,455,516	1,350,529
標準財政規模		5,690,288	5,710,926	5,864,519	6,050,502	6,073,500
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(25.48%)	(23.90%)	(25.24%)	(24.05%)	(22.23%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	117,123	63,393	134,290	122,167	107,183
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	3,172	1,638	1,024	817	755
	遠賀霊園事業特別会計	787	2,457	3,220	3,129	3,011
	遠賀町給食事業特別会計	105	121	173	106	108
	地域下水道事業特別会計	6,682	2,867	5,147	4,163	6,605
	遠賀町土地取得会計	2	2	2	1	2
合 計 (1)		127,871	70,478	143,856	130,383	117,664
標準財政規模		3,661,981	3,723,447	3,801,843	3,940,882	3,954,185
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.49%)	(1.89%)	(3.78%)	(3.30%)	(2.97%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	4,313	29,648	35,298	23,326	31,620
	老人保健特別会計	29	38,943	792	0	—
	後期高齢者医療特別会計	—	3,638	3,979	7,186	1,335
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	宅地造成 事業以外					
	宅地造成 事業					
法 非 適 用 企 業	農業集落排水事業特別会計	3,720	2,927	2,753	1,735	3,881
	公共下水道事業特別会計	14,253	8,685	8,598	9,562	10,186
	宅地造成 事業以外					
	宅地造成 事業					
合 計 (2)		150,186	154,319	195,276	172,192	164,686
標準財政規模		3,661,981	3,723,447	3,801,843	3,940,882	3,954,185
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.10%)	(4.14%)	(5.13%)	(4.36%)	(4.16%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
一 般 会 計 等	一般会計	105,768	68,316	125,708	95,539	123,468	
	住宅新築資金等特別会計	313	528	125	325	0	
	一般会計等に属する特別会計						
合 計 (1)		106,081	68,844	125,833	95,864	123,468	
標準財政規模		2,517,991	2,548,497	2,686,013	2,767,141	2,705,600	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(4.21%)	(2.70%)	(4.68%)	(3.46%)	(4.56%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	小竹町国民健康保険特別会計	1,277	1,813	1,334	2,094	14,574	
	小竹町後期高齢者医療特別会計	—	321	1,792	330	2,769	
	小竹町老人保健特別会計	553	6,106	2,577	0	—	
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
法 適 用 企 業	宅地造成事業以外	小竹町立病院事業特別会計	50,634	▲ 9,567	▲ 62,471	▲ 79,946	▲ 105,437
	宅地造成事業	小竹町水道事業特別会計	131,556	115,666	118,618	116,154	124,670
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	19	0	0	0
		小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合 計 (2)		290,101	183,202	187,683	134,496	160,044	
標準財政規模		2,517,991	2,548,497	2,686,013	2,767,141	2,705,600	
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(11.52%)	(7.18%)	(6.98%)	(4.86%)	(5.91%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	181,115	145,648	201,638	203,181	193,005
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	787	447	2,655	97	215
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		181,902	146,095	204,293	203,278	193,220
標準財政規模		3,348,002	3,332,408	3,298,430	3,382,174	3,346,806
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.43%)	(4.38%)	(6.19%)	(6.01%)	(5.77%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	37,046	97,351	147,747	16,265	11,264
	後期高齢者医療特別会計	—	2,292	2,263	923	1,174
	老人保健特別会計	▲ 14,335	2,669	▲ 263	57	—
	居宅介護サービス等事業特別会計	0	0	0	—	—

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	226,946	235,163	224,360	221,702	230,562
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

合計(2)		431,559	483,570	578,400	442,225	436,220
標準財政規模		3,348,002	3,332,408	3,298,430	3,382,174	3,346,806
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(12.89%)	(14.51%)	(17.53%)	(13.07%)	(13.03%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	256,682	227,790	278,867	268,308	237,603
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,095	3,577	10,251	7,380	6,804
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		261,777	231,367	289,118	275,688	244,407
標準財政規模		6,976,946	7,163,007	7,407,119	7,726,213	7,703,158
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(3.75%)	(3.23%)	(3.90%)	(3.56%)	(3.17%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	105,641	79,819	28,411	▲ 12,459	23,803
	老人保健特別会計	56,100	28,433	5,101	0	—
	後期高齢者医療特別会計	—	12,733	2,989	3,590	9,581

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	20,632	27,386	22,222	27,504	83,621
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	315	305	427	0	—
	公共下水道事業特別会計	1,381	1,223	1,684	2,617	3,607
	農業集落排水事業特別会計	143	61	134	1,124	802
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	工業用地造成事業特別会計	—	152,902	90,461	3,069	970
合計(2)		445,989	534,229	440,547	301,133	366,791
標準財政規模		6,976,946	7,163,007	7,407,119	7,726,213	7,703,158
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(6.39%)	(7.45%)	(5.94%)	(3.89%)	(4.76%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	58,433	68,486	85,530	349,578	249,581
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		58,433	68,486	85,530	349,578	249,581
標準財政規模		1,535,933	1,662,358	1,752,602	1,809,696	1,611,607
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.80%)	(4.11%)	(4.88%)	(19.31%)	(15.48%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業	0	0	0	0	0
	後期高齢者医療	-	197	1,121	389	145
	老人保健事業	0	4,009	3,585	4,456	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会 計 名 (公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法 非 適 用 企 業	簡易水道事業	852	1,900	543	205	656
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		59,285	74,592	90,779	354,628	250,382
標準財政規模		1,535,933	1,662,358	1,752,602	1,809,696	1,611,607
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.85%)	(4.48%)	(5.17%)	(19.59%)	(15.53%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	161,809	219,326	239,336	284,479	468,230
	土地取得会計	4,183	4,187	4,188	4,187	4,188
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		165,992	223,513	243,524	288,666	472,418
標準財政規模		3,522,699	3,621,263	3,732,724	3,859,269	3,837,882
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.71%)	(6.17%)	(6.52%)	(7.47%)	(12.30%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計(含直診)	59,687	41,455	11,445	▲123	90,655
	老人保健特別会計	24,140	10,340	0	0	—
	後期高齢者医療保険特別会計	—	0	0	0	0
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)						
法 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	大刀洗町下水道事業特別会計	0	0	0	1	1
合 計 (2)		249,819	275,308	254,969	288,544	563,074
標準財政規模		3,522,699	3,621,263	3,732,724	3,859,269	3,837,882
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.09%)	(7.60%)	(6.83%)	(7.47%)	(14.67%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	136,468	172,432	194,878	186,926	172,533
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		136,468	172,432	194,878	186,926	172,533
標準財政規模		2,954,640	2,956,372	3,032,817	3,170,902	3,173,973
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(4.61%)	(5.83%)	(6.42%)	(5.89%)	(5.43%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	71,963	70,421	88,683	96,350	5,188
	大木町後期高齢者医療特別会計	—	2,113	7,038	3,520	3,359
	大木町老人保健特別会計	▲ 3,867	39	627	0	—
合計(2)		561,905	679,021	805,166	868,578	837,573
標準財政規模		2,954,640	2,956,372	3,032,817	3,170,902	3,173,973
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(19.01%)	(22.96%)	(26.54%)	(27.39%)	(26.38%)
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		561,905	679,021	805,166	868,578	837,573
標準財政規模		2,954,640	2,956,372	3,032,817	3,170,902	3,173,973
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(19.01%)	(22.96%)	(26.54%)	(27.39%)	(26.38%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	236,648	276,533	363,110	420,250	357,317
	住宅新築資金等貸付特別会計	457	371	404	687	123
	広川防災ダム管理特別会計	952	1,611	1,041	297	1,308
	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	505	231	47	0	-
合 計 (1)		238,562	278,746	364,602	421,234	358,748
標準財政規模		4,120,383	4,176,978	4,273,642	4,472,568	4,504,977
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.78%)	(6.67%)	(8.53%)	(9.41%)	(7.96%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	▲ 152,517	▲ 131,546	▲ 147,534	▲ 138,211	▲ 117,861
	老人保健特別会計	▲ 3,891	13,100	11,155	0	-
	後期高齢者医療特別会計	-	3,779	4,611	5,091	5,156
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	水道事業会計	524,942	586,437	350,332	397,733	484,952
法 非 適 用 企 業	下水道事業特別会計	14,030	4,806	17,273	37,384	40,832
合 計 (2)		621,126	755,322	600,439	723,231	771,827
標準財政規模		4,120,383	4,176,978	4,273,642	4,472,568	4,504,977
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.07%)	(18.08%)	(14.04%)	(16.17%)	(17.13%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	213,883	318,083	253,496	333,776	322,202
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		213,883	318,083	253,496	333,776	322,202
標準財政規模		3,040,945	3,018,263	3,088,593	3,171,050	3,118,012
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.03%)	(10.53%)	(8.20%)	(10.52%)	(10.33%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	53,140	▲ 2,794	▲ 116,949	▲ 125,285	▲ 102,522
	後期高齢者医療特別会計	-	2,947	3,344	3,679	4,173
	老人保健特別会計	5,120	3,884	0	0	-
合計(2)		626,446	719,163	574,709	655,243	653,795
標準財政規模		3,040,945	3,018,263	3,088,593	3,171,050	3,118,012
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(20.60%)	(23.82%)	(18.60%)	(20.66%)	(20.96%)
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	274,727	322,620	365,851	378,860	370,841
	工業用水道事業会計	79,576	74,423	68,967	64,213	59,101
法非適用企業	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	792	175,987	217,146	311,783	344,396
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	238	210	342	128	179
	バス事業特別会計	497	327	521	303	425
合 計 (1)		1,527	176,524	218,009	312,214	345,000
標準財政規模		3,757,924	3,847,763	4,001,727	4,131,938	3,987,462
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(0.04%)	(4.58%)	(5.44%)	(7.55%)	(8.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	144,805	191,751	133,600	97,182	158,964
	後期高齢者医療事業特別会計	—	1,143	1,732	1,833	1,498
	老人保健特別会計	▲ 16,065	8,831	▲ 553	0	—
合 計 (2)		243,214	563,482	598,099	714,561	833,834
標準財政規模		3,757,924	3,847,763	4,001,727	4,131,938	3,987,462
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.47%)	(14.64%)	(14.94%)	(17.29%)	(20.91%)
会 計 名 (公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	水道事業会計	112,947	185,233	245,311	303,332	328,372
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		243,214	563,482	598,099	714,561	833,834
標準財政規模		3,757,924	3,847,763	4,001,727	4,131,938	3,987,462
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.47%)	(14.64%)	(14.94%)	(17.29%)	(20.91%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	203,100	326,282	399,063	374,763	431,464
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 19,427	6,216	26,306	20,514	16,408
	学校給食センター事業特別会計	255	58	118	30	198
合 計 (1)		183,928	332,556	425,487	395,307	448,070
標準財政規模		2,484,350	2,482,236	2,588,469	2,704,736	2,668,110
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.40%)	(13.39%)	(16.43%)	(14.61%)	(16.79%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 140,692	▲ 154,971	▲ 211,475	▲ 137,305	▲ 76,264
	老人保健特別会計	13,861	33,138	34,079	0	—
	後期高齢者医療事業特別会計	—	1,252	1,165	950	874
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	360,396	368,177	394,414	404,658	422,926
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	196,108	171,443	150,426	149,016	151,710
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外					
	宅地造成 事業					
合 計 (2)		613,601	751,595	794,096	812,626	947,316
標準財政規模		2,484,350	2,482,236	2,588,469	2,704,736	2,668,110
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(24.69%)	(30.27%)	(30.67%)	(30.04%)	(35.50%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	865,556	876,758	965,768	1,206,191	1,352,538
	学校給食センター特別会計	▲ 4,468	▲ 4,522	▲ 5,237	▲ 4,577	▲ 5,174
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 657,751	▲ 651,729	▲ 634,942	▲ 617,607	▲ 604,536
合計 (1)		203,337	220,507	325,589	584,007	742,828
標準財政規模		5,058,488	4,952,320	5,024,417	5,143,325	4,901,899
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.01%)	(4.45%)	(6.48%)	(11.35%)	(15.15%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 640,919	▲ 628,197	▲ 695,289	▲ 767,966	▲ 715,339
	後期高齢者医療特別会計	—	1,228	2,605	2,710	2,935
	老人保健医療特別会計	▲ 37,503	▲ 4,653	▲ 274	0	—
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	89,454	84,758	82,635	60,449	50,843
	病院事業会計	▲ 214,527	0	100,423	194,402	—
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		▲ 600,158	▲ 326,357	▲ 184,311	73,602	81,267
標準財政規模		5,058,488	4,952,320	5,024,417	5,143,325	4,901,899
連結実質赤字比率 (%)		11.86%	6.58%	3.66%	—	—
(黒字の比率 (%))		—	—	—	(1.43%)	(1.65%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	169,286	163,065	444,723	558,020	611,535
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,102	16,926	26,253	43,694	14,373
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		182,388	179,991	470,976	601,714	625,908
標準財政規模		2,025,731	2,002,247	2,044,347	2,126,949	2,138,193
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.00%)	(8.98%)	(23.03%)	(28.29%)	(29.27%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業	▲ 161,235	▲ 165,139	▲ 189,628	▲ 130,155	▲ 102,802
	老人保健事業	53,546	7,921	7,476	309	—
	後期高齢者医療事業	—	1,187	1,703	3,309	790
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	水道事業会計	113,372	120,039	116,169	110,818	92,009
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		188,071	143,999	406,696	585,995	615,905
標準財政規模		2,025,731	2,002,247	2,044,347	2,126,949	2,138,193
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.28%)	(7.19%)	(19.89%)	(27.55%)	(28.80%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	76,897	74,214	80,619	88,830	79,734
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 58,007	▲ 56,492	▲ 52,152	▲ 49,496	▲ 43,855
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		18,890	17,722	28,467	39,334	35,879
標準財政規模		1,376,009	1,506,190	1,417,755	1,461,990	1,424,102
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(1.37%)	(1.17%)	(2.00%)	(2.69%)	(2.51%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	12,685	970	125	190	6,043
	老人保健特別会計	0	1,152	0	0	—
	後期高齢者特別会計	—	27	219	140	49
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)						
法 適 用 企 業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法 非 適 用 企 業	簡易水道特別会計	4,166	4,160	4,609	3,774	3,595
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		35,741	24,031	33,420	43,438	45,566
標準財政規模		1,376,009	1,506,190	1,417,755	1,461,990	1,424,102
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.59%)	(1.59%)	(2.35%)	(2.97%)	(3.19%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	680,928	662,242	688,497	1,213,687	1,277,628
	住宅新築資金貸付事業特別会計	24,331	34,098	13,943	30,803	52,395
合計(1)		705,259	696,340	702,440	1,244,490	1,330,023
標準財政規模		7,180,040	7,365,502	7,589,818	7,864,379	7,646,418
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.82%)	(9.45%)	(9.25%)	(15.82%)	(17.39%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 394,004	▲ 574,862	▲ 739,516	▲ 754,601	▲ 815,068
	後期高齢者医療特別会計	-	3,121	3,275	3,873	7,257
	老人保健特別会計	28,676	7,549	3,464	3,557	-
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 144,802	▲ 201,675	▲ 249,779	▲ 272,026	▲ 296,076
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	410,551	404,860	422,140	469,675	467,633
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		605,680	335,333	142,024	694,968	693,769
標準財政規模		7,180,040	7,365,502	7,589,818	7,864,379	7,646,418
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.43%)	(4.55%)	(1.87%)	(8.83%)	(9.07%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	1,553,348	2,479,672	2,222,426	1,847,122	1,375,413
	土地区画整理事業特別会計	3,450	61,357	0	31,077	0
	住宅新築資金等特別会計	0	0	0	0	1,082
	奨学資金貸付金特別会計	18,032	-	-	-	-
	学校給食事業特別会計	0	-	-	-	-
	霊園事業特別会計	0	-	-	-	-
	京都郡公平委員会特別会計	-	-	-	52	83
合計(1)		1,574,830	2,541,029	2,222,426	1,878,251	1,376,578
標準財政規模		10,547,350	8,595,233	9,278,073	8,500,556	8,120,291
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.93%)	(29.56%)	(23.95%)	(22.09%)	(16.95%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	0	▲ 245,004	0	55,236	▲ 36,048
	老人保健特別会計	▲ 29,432	4,469	▲ 1,784	22	-
	後期高齢者医療特別会計	-	2,330	3,759	3,259	6,853
	介護保険特別会計	78,885	54,150	56,946	42,234	39,340
	介護保険特別会計(介護サービス)	5,103	5,477	3,065	2,755	2,406

資金不足比率の算定範囲(会計別)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業	1,391,645	1,392,219	1,241,855	1,296,360	1,255,794
	下水道事業	146,829	142,364	189,685	200,419	191,896
法非適用企業 宅地造成事業以外	農業集落排水事業	0	▲ 36,823	-	-	-
法非適用企業 宅地造成事業	臨空産業団地開発事業	1,449,931	702,485	681,548	634,030	226,932
合計(2)		4,617,791	4,562,696	4,397,500	4,112,566	3,063,751
標準財政規模		10,547,350	8,595,233	9,278,073	8,500,556	8,120,291
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(43.78%)	(53.08%)	(47.39%)	(48.37%)	(37.72%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	288,086	625,701	916,871	933,099	1,028,908
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 188,036	▲ 180,791	▲ 173,552	▲ 167,540	▲ 162,115
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		100,814	445,674	744,083	766,323	867,557
標準財政規模		6,423,184	6,510,839	6,793,075	7,147,077	6,957,035
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(1.56%)	(6.84%)	(10.95%)	(10.72%)	(12.47%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	4,529	33,562	4,879	67,619	68,779
	老人保健事業特別会計	0	0	1	0	—
	後期高齢者医療特別会計	—	7,666	3,093	1,952	3,174
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	136,889	129,089	16,148	32	110
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	73	966	3,311

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	水道事業特別会計	—	—	301,634	440,875	472,435	
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	1,728	566	2,385	791	879
		公共下水道事業特別会計	171	287	900	340	1,158
		簡易水道事業特別会計	345	1,649	—	—	—
	宅地造成事業						
合計 (2)		244,476	618,493	1,073,196	1,278,898	1,417,403	
標準財政規模		6,423,184	6,510,839	6,793,075	7,147,077	6,957,035	
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(3.80%)	(9.49%)	(15.79%)	(17.89%)	(20.37%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	108,869	121,537	184,170	234,398	187,351
	奨学金特別会計	2,570	796	766	1,088	6,512
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		111,439	122,333	184,936	235,486	193,863
標準財政規模		1,840,386	1,821,441	1,878,992	1,973,535	1,974,458
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.05%)	(6.71%)	(9.84%)	(11.93%)	(9.81%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	102,081	32,520	44,155	66,657	92,455
	老人保健特別会計	25,851	16,064	925	0	—
	後期高齢者医療特別会計	—	2,374	556	2,028	2,104
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	水道事業会計	42,441	70,648	91,822	120,641	147,191
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法 非 適 用 企 業	下水道事業特別会計	5,743	15,049	15,475	18,213	15,138
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		287,555	258,988	337,869	443,025	450,751
標準財政規模		1,840,386	1,821,441	1,878,992	1,973,535	1,974,458
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(15.62%)	(14.21%)	(17.98%)	(22.44%)	(22.82%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等	一般会計	202,350	159,120	257,723	282,302	347,093
	奨学資金特別会計	1,316	968	2,900	4,094	5,832
	住宅新築資金等特別会計	412	357	263	455	398
合 計 (1)		204,078	160,445	260,886	286,851	353,323
標準財政規模		3,285,605	3,367,801	3,529,902	3,774,025	3,658,187
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.21%)	(4.76%)	(7.39%)	(7.60%)	(9.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	9,719	11,057	38,714	40,565	76,850
	老人保健特別会計	19,036	2,101	5,663	652	—
	後期高齢者医療特別会計	—	2,259	2,179	2,771	2,616
	国民健康保険直営診療所特別会計	1,124	3,873	5,719	2,177	—
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 適 用 企 業	宅地造成 事業以外					
	宅地造成 事業					
法 非 適 用 企 業	農業集落排水事業特別会計	1,550	565	933	953	1,103
	簡易水道事業特別会計	922	1,356	1,207	1,233	1,193
合 計 (2)		236,429	181,656	315,301	335,202	435,085
標準財政規模		3,285,605	3,367,801	3,529,902	3,774,025	3,658,187
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.19%)	(5.39%)	(8.93%)	(8.88%)	(11.89%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	652,814	850,567	998,421	1,410,621	1,451,575
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 362,847	▲ 364,163	▲ 353,750	▲ 340,830	▲ 310,228
	奨学金貸付事業特別会計	1,895	2,345	3,185	4,245	5,479
	稚田駅前周辺活性化促進事業特別会計	2,932	32	148	23	29
	霊園事業特別会計	1,293	419	192	223	0
合計(1)		296,087	489,200	648,196	1,074,282	1,146,855
標準財政規模		5,832,564	5,882,701	6,047,135	6,325,042	6,134,907
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.07%)	(8.31%)	(10.71%)	(16.98%)	(18.69%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 176,361	▲ 110,970	32,692	7,446	▲ 50,646
	老人保健特別会計	▲ 23,096	20,535	1,256	0	—
	後期高齢者医療特別会計	—	3,376	3,715	4,198	4,721
資金不足・剰余額		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会計名(公営企業会計)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	水道事業会計	83,280	102,925	122,678	127,057	127,385
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	3,620	3,638	7,021	8,326	6,856
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	4,028	14,280	13,036	13,138	14,858
	農業集落排水事業特別会計	6,036	14,232	16,358	16,628	15,312
公共下水道事業特別会計	—	—	—	3,858	16,681	
合計(2)		193,594	537,216	844,952	1,254,933	1,282,022
標準財政規模		5,832,564	5,882,701	6,047,135	6,325,042	6,134,907
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(3.31%)	(9.13%)	(13.97%)	(19.84%)	(20.89%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)